

東浦町国民保護計画の変更の概要

1 国民保護計画の趣旨

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、国民保護措置の実施体制、住民の避難、救援の実施等を定めたもの。

2 計画変更の概要

- (1) 第2編-第1章-第4-3-(2) 安否情報の種類及び報告様式
省令名の修正及び安否情報報告書を安否情報システムを用いて県へ報告する旨の追加。(P. 1)
- (2) 第2編-第1章-第5-2-(1) 町における訓練の実施
さまざまな想定での訓練や情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加。(P. 2)
- (3) 第3編-第4章-第1-2 警報の内容の伝達方法 - (1)
Jアラートによる情報の伝達方法とJアラートによって情報が伝達されなかった場合の周知の追加。(P. 2)
- (4) 第3編-第4章-第2-4 武力攻撃事態の類型に応じた避難指示に当たっての留意事項-ウ
平素からのJアラートによる情報の伝達と弾丸ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記。(P. 3)
- (5) 第3編-第6章-2 県に対する報告
安否情報システムが利用できない場合の県への報告方法を明記。(P. 4)
- (6) 第3編-第9章-1-(1) 保健衛生対策
保健衛生対策として、衛生状況の保全、避難住民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等具体的な対策の追加。(P. 4)

3 その他

計画内容に影響のない範囲において、必要に応じて表現の変更や字句の修正のほか、気候・人口等の表を最新のものに改めた。